

第56回「上海IPG」会合

日時:2012年1月17日(火)14:00~18:00

場所:上海日航飯店 3階

「上海 IPG ピックアップ講座」

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところお集まり頂きまして、どうもありがとうございます。ただ今より、第 56 回上海 IPG 会合を始めさせていただきます。私はジェットロ上海事務所の安藤と申します。今日の進行を勤めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。では、2時から3時まで、ピックアップ講座ということで進めさせていただきます。最初に、講演のひとつ目で株式会社ニフコ知識産権部経理土谷様より、「特許ワーキング・グループ（以下、「WG」）2011 年度活動報告」をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では、土谷様、よろしくお願い致します。

【講演①】

【テーマ】「2011 年度特許ワーキング・グループ活動報告」

【講師】株式会社ニフコ 知識産権部 経理 土谷 剛史氏

それでは、2011 年度特許 WG の活動報告をさせていただきたいと思っております。特許 WG を代表いたしまして、私、土谷からご報告させていただきます。

特許 WG メンバーは、花王さん、カネボウさん、アルバックさん、旭硝子さん、大塚製薬工場さん、東レさん、ニフコの計 8 社で活動しております。2011 年度の活動テーマといたしましては、実用新案活用法と他社権利行使に関する対応策、無効審判訴訟の詳細、知的財産権が関係する共同研究における留意点、職務発明制度の諸対策内容における注意事項の 4 つをテーマとして活動しております。

進捗状況につきましては、現在上から 3 テーマは報告書の作成中で、完成次第また皆さんにご報告させていただくこととなります。本日は知的財産権が関係する共同研究における留意点ということにつきまして、皆さんからアンケートをさせていただきましたそのアンケートの結果をまとめましたので、そちらをご報告させていただきます。

今回のアンケートは、52 社の会員企業様から回答いただきました。そのうち、共同研究を実施した経験があると回答をいただいた会員企業様は 12 社でした。この 12 社の回答に基づきまして、内容を纏めております。

共同研究を開始した時期と相手先についての質問に対しては、多くの会員企業様が「2000 年以後に共同研究を開始した」という回答をいただきました。また、研究の相手といたしましては、「大学との共同研究が 8 割以上」という結果となっております。

契約を行う場合の交渉と締結の主体については、「日本本社がほとんど」という結果になっています。日本本社の名義で契約を締結する理由としては、「中国企業が自ら事業化するのではなく、日本本社が事業化する」、もしくは「中国にある複数の関連子会社へライセンスを行うために本社と連携をする」、もしくは、「中国の子会社は開発機能がない」、「研究開発の窓口はそもそも日本の本社にある」、「共同研究の当事者が日本本社である」というような理由で、日本本社が契約を締結しているようです。

成果の帰属についての質問に関しては、「研究相手と両方で共有し、持分は折半である」という回答がほとんどでありました。共同研究において生まれた研究成果の実施については、大学や研究機関が事業化を求めた件数が「あり」と答えた企業が 4 件でした。その 4 件のうち、実際に、相手が事業化する方法としては、「大学の傘下にある法人や第三者に対するライセンス」というのは 2 件ずつという回答となっております。

また成果の実施について、大学等が自ら実施しないために、不実施の補償を求める

ことがあるかという質問に対する回答については、補償することはないというような回答が多数意見でした。また、日本企業側のグループ会社や、関連会社が実施する際に研究相手方に同意を求める必要があるかという質問に関しては、予め契約で規定している場合が多く、その都度同意を得る必要はないという様な回答が多かったです。

また、出願費用に関する質問では、「日本企業側が全額を負担する」という回答が多かったです。ただ、成果の帰属に関しては、先ほども申しあげましたように、「両者共有」というのが多かったですが、費用に関しては、「日本企業が負担する」という回答が多くなりました。また拒絶確定や権利を放棄した後の処理については、「特に調整することはない」、若しくは「不明」というような回答が多かったです。

発明報酬について、「共同研究先の教授等から発明の報酬を求められたことはありますか」という質問についても、これもほとんどの企業が「そういうことはない」というような回答をいただいております。

研究開発費用と収益については、「研究費を定額で相手側に支払う場合がほとんど」ということで、「ライセンス料とか研究の成果を基に実施して得られた利益をさらに分配するようなことを求められる場合は非常に少ない」という回答でした。

また、研究開発費用の支払いについては、支払い時期は、契約書に契約時に定額、修了後に残額を支払うというパターンが多いです。また、予算を超過した時の取扱いについては、「こういうような場合はない」という回答が多く見られました。

また、収益の配分に関しては、「双方が実施して収益を分配する場合には別途取り決め」若しくは、「持分比率に応じて分配する」という回答が多くありました。

部分的な権利取得ということで、「自らが実施する分野のみを権利取得して、他方を相手方に譲るというような契約の方式はほとんどない」という回答でした。

改良発明の帰属について、「そのような規定はない」という場合が多く見られました。

ノウハウとしての取扱いで、「成果を特許出願等ではなくて、ノウハウとして取扱った経験はありますか」というような質問については、多くの企業が「ない」というような回答をしています。

「知的財産関連の紛争に遭ったことがありますか」という質問について、3社の企業さまから「あった」という回答がありました。その紛争内容については、「研究費用に関する紛争」とか、「持分比率による権利譲渡価格」、もしくは「中国の現地法人が契約に基づいて報告をすることなく、勝手に出願してしまった」というような内容でした。

開発の進捗状況の確認についての質問は、「定期的な会議を開催して把握する」というのが一般的にあります。また、大学と研究する場合に、大学に在籍する学生が研究に加わることがありますが、その学生の秘密保持についての回答は、「まだまだ」でして、「学校が秘密保持義務を負う」場合と「特に約束はない」という回答が多くありますが、秘密保持に関しては特に約束はないというのが注目すべきところかと思えます。

以上でご報告を終わります。ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

土谷様、どうもありがとうございました。続きまして、議事次第の講演②ですけれども、お手元の資料には、上海恩田商標事務所総経理の夏先生と書かれていますが、夏先生の会社は、今年から会社の名称が変わり、上海金天知的財産権代理事務所となりました。お手元の資料上には昔の会社名で記載されておりますが、改めましてまた後ほど名刺交換をして頂ければと思います。改めて、上海金天知的財産権代理事務所の方の夏所長様より「立法研究 WG 2011 年度活動報告」をお願いしたいと思います。夏先生、お願いします。

【講演②】

【テーマ】「立法研究ワーキング・グループ 2011 年度活動報告」

【講師】上海金天知的財産権代理事務所所長 夏 宇氏

皆さん、こんにちは。上海金天知的財産権代理事務所の夏です。私から、上海 IPG 立法研究 WG の 2011 年度の活動内容について、ご報告させていただきます。

私どもの立法研究 WG の 2011 年度は、主にこの 4 つのテーマで活動してまいりました。その中で、IIPPF 連携と法改正・パブコメ対応、関連法律研究、そして、裁判所との意見交換会をやってきました。

まず、ひとつ目の IIPPF 連携の活動内容ですけれども、毎年 IIPPF は日本の官民(合同)ミッションで中国政府の関連機関を訪問して建議書を出すことをやっておりますので、建議書を出すに際して、我々立法研究 WG から意見を出して建議書作成の協力しております。今年はこの 3 件ほど、それぞれの中国政府に対する建議書を出しているところで、われわれは建議書作成のところで意見を出しました。

もうひとつの大きな活動内容ですけれども、法改正のパブコメ対応ですが、中国知的財産全般の法律は、毎年いろいろ改正とかがありまして、改正する前に中国政府から意見募集がありますので、日本商会から、北京ジェトロ、そして上海ジェトロを経由して我々の立法研究 WG で意見集約したということになっています。今年も資料に書いてあるように、全部で 10 件ぐらいの法改正或いは関連規定の改正がありましたので、これに対してパブコメの意見を出させていただきました。

もうひとつ、関連法律の研究ですけれども、特に日本企業は中国の法律に基づいて権利行使などやっているわけですが、法律の解釈とかあるいは運用上でいろいろ不明瞭なところもあります。さらに、最近なかなか改正されず、しかし、模倣品対策をする上でたいへん重要な法律に「商標法」と「反不正競争法」のふたつがございます。これに対しては、もちろんパブコメ対応もありますが、その法律の規定の中で実際の運用に照らして問題点を抽出した上で、今後改正されたいのではないかとということについて、研究と勉強会をやってきました。

その活動の中で、昨年 8 月頃に専門家を招聘して勉強会を開催しました。それは華東政法大学の王先生をお招きした勉強会でした。王先生は実際に商標法改正や法律を作る際に中国政府の法律機関の顧問として、法律の改正に参加しているということです。

具体的に法律改正に向けての研究については、我々は立法研究 WG の会合でその都度、各商標法の条文に沿って勉強会と検討会をしました。

もうひとつ、「反不正競争法」の改正に関する問題も大きなテーマですが、これまで中国ではこの法律は改正されたことがなく、いろいろな問題があります。他の知的財産権法律を適用できない様々な模倣品、模倣の状況に（現在の）「反不正競争法」は対応していないので、ぜひ改正してほしいということで活動をやってきました。まず、法律の条文毎に存在している問題点を抽出して、法律の改正とか、どういうふうに改正したらいいかということを検討してきました。昨年 11 月と昨日の会合では、具体的に中国の模倣品業者の中にどういった不正競争行為があるかということで、メンバーの皆さまに事例を提供していただいて、その上で、各パターンの事例に基づいて改正の方法とか、改正の提案を考えています。

もうひとつ、裁判所との意見交換会ですが、知的財産権に関する訴訟はこれから日本企業の中でどんどん増えると思います。これまではほとんどが行政の摘発とか権利

行使がメインでしたけれども、これからは、特許も含めて知的財産権に関する訴訟は増えてくると思います。これに対して、各裁判所、特に沿岸地域の裁判所はどのように対応するかとか、どのように取扱うかということを確認する目的で、あるいは実際の運用上で何か問題があるかどうかについて、昨年度から裁判所の裁判官を招聘して、意見交換会をやってきました。昨年度、上海と浙江省の高級人民法院の裁判官をお招きして意見交換会を行いました。今年度は、昨年7月に四川省の高級人民法院の裁判官をお招きして意見交換会を行いました。本来は今年度もう1ヶ所、江蘇省から招聘したかったのですが、都合によりできませんでしたが、来年度も続けていこうと思います。

来年度の活動予定ですが、引き続き官民（合同）ミッションのIIPPFの建議書に対して、いろいろ協力するということと、法改正・パブコメ対応をしていくこと。さらに、関連法律の研究ですが、知的財産に関する法律はもちろん重要ですが、知的財産に関連するその他の法律はどうなっているか、改正の必要あるかどうかというところも研究していこうと思います。その中で、民法あるいは契約法などの法律、そして独禁法と不正競争法との知財関連指針、それについても研究活動をしていきたいと思えます。

それから、裁判所との意見交換会ですが、先ほど申し上げましたように、引き続き江蘇省とか北京とか沿岸部の裁判所の裁判官をお招きして活動していきます。その他に、メンバーの中のアンケートによりますと、広東省あたりが模倣品など（の問題）が多いということですので、これから裁判が多くなる地域であると思います。そこで、広東省例えばシンセンとか、広州あたり的高级法院、中級法院も含め、そういったところの裁判所と意見交換会ができればいいと思います。

以上で講演を終わります。どうもありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

夏先生、どうもありがとうございました。続きまして、ピックアップ講座で三つ目になりますが、当当ネット法務高級総監の郭様より「当当ネットについて—中国における電子商取引のパイオニア—」のご講演を頂戴したいと思います。郭総監お願いできますか。

【講演③】

【テーマ】「当当ネットについて—中国における電子商取引のパイオニア—」

【講師】当当ネット法務高級総監 郭 琦氏

皆さま、こんにちは。私は当当ネットのビジネス総監の郭と申します。本日はこのような貴重なチャンスをいただきまして、皆さんに我々当当ネットの概要、それから知的財産権保護の活動の概要についてご紹介したいと思います。

当当ネットは中国における大型の電子商取引のリーディングカンパニーでありまして、我々は普通のデパートで販売されているものをインターネットで販売しております。

まず、これは我々当当ネットのホームページのメインページです。どうぞ、ご覧ください。

先ほど当社は中国の大型の電子商取引のリーディングカンパニーであると説明しましたが、我々当当ネットの強みについてご紹介したいと思います。

当社の取扱い商品の種類は伝統的な商店やショッピングセンターより多く、現在で

は書籍、ビデオ CD 製品、日用雑貨、化粧品、ベビー用品、デジタル製品、アパレル等、数 10 の分野をカバーしております。

いかなる伝統的な書店にしてもショッピングセンターにしても、売り場の面積には制限があります。これに対して、当当ネットは面積に制限のないショッピングの場を提供しております。

2 つ目の強みですが、私達が消費者に提供する商品は非常に価格が安いというメリットがあります。大量仕入れと、(実店舗の) 売り場がないということで、賃貸料金の負担はありません。ですから、これを消費者に還元しております。私達は消費者のためにいろいろ便利な方式を提供しております。商品を購入した後は、ドアツードアでバイク便に配達してもらっております。消費者は商品代金の支払いに関しても、いろいろな選択肢があります。たとえば、インターネットで銀行のホームページを利用して支払うことも可能ですし、バイク便の配達員に払ってもらっても結構です。

3 点目は、より良いサービスをと考えております。私達は (24 時間の) オールナイト、そして年中無休で対応し、より良い情報の検索、より良いお客様へのサービスの向上を考えております。

このスライドが示しているのは当当ネットの歴史、歩みです。私達は 1999 年の 11 月より正式にスタートし、その当時は、書籍とビデオ CD 製品の販売が中心事業でした。今日でも、当当ネットは書籍とビデオ CD 製品の面では中国でのリーダーシップをとっております。中国国内のどの新華書店 (中国大手の書店) よりも、種類が豊富で、より良いものを提供しております。2004 年から私達は百貨店商品の取扱いを開始しました。これは後発的なビジネスですけれども、成長は非常に速く、今では当社の主力ビジネスの柱となっております。2008 年の年末からはテナント方式をスタートしました。ここではインターネットにおける自営方式とテナント方式の特徴について皆様にご紹介したいと思います。

自営商品は、私達当当ネットが直接そのベンダーから商品を仕入れて、直接当当ネットの名義で消費者に販売するものです。利益はそのマージンです。テナント方式は、インターネットの中にカウンターを作って、そのカウンターを各店に貸すというもので、テナント方式のスタートによって、取扱商品の種類が大幅に増加しました。又、在庫リスクの削減にも貢献しました。テナント方式は現在流行っているタオバオネットとかなり近いと思われます。

2010 年の 12 月 9 日に、当当ネットはニューヨークの証券取引所に株式を公開しました。当社は初めての電子商取引の上場企業になりました。そして、2010 年に当当ネットの売り上げは 30 億元に達しました。これも我々のビジネスが成功しているという証です。

このスライドは、当当ネットの規模を示しております。それぞれ商品の種類、登録ユーザー、クリック数、注文量を説明していますが、数字は更新する必要がありますので、省略いたします。

このスライドが示しているのは、当当ネットの主なユーザーの分布地です。トップ 10 はいずれも中国の大都市で、特に北京、天津、上海、杭州は当社の売り上げトップの都市となっております。当当ネットの消費者には特徴があると言えます。私達は書籍とビデオ CD 製品が主力商品ですので、本を買う消費者はいつも私達当当ネットを利用しています。よく本を買うお客さんというのは学歴の高い人、それから収入が高い人が中心になっています。ですから、当当ネットの消費者の中には、ホワイトカラーと一般の学生の数が非常に大きな割合を占めています。

右の図は、着払い可能の都市がすでに 800 ヶ所以上に達したことを示すものです。アメリカのインターネットの消費者がクレジットカードを使うのが一般的なのに対して、中国の消費者はどちらかというと、品物を目で確認してからはじめて支払うという特徴がありますので、私達は中国の消費者の需要に対応して、着払い可能な都市

の開拓に力を入れております。今後も着払いできる場所をさらに開拓していきたいと考えております。

そして、私達は顧客からの信頼を高めるため、また、ニセモノへの対応として、仮に消費者が当当ネットで模倣品を買った場合は、その商品金額の5倍に相当する商品券を進呈するという措置をとっております。

ここに書いてありますとおり、ユーザーが模倣品、ニセモノを買ったことに気がついた場合に、関連する国家 TSB 部門の証明文書を添付して提出できれば、当当ネットは顧客からの返品を受け取り、確認後次の賠償措置を講じます。まず、商品代金を全額返金します。それから、商品金額の5倍に相当する商品券を消費者に進呈します。

他のテナント方式をメインとする電子商取引の会社とは違い、私達当当ネットは自営商品の種類が多いので、いかに顧客からの信頼を得るかは大変重要であると思います。ですから、顧客からの信頼を最重要視するとともに、ニセモノによる損害は私達への損害と認識しており、当社の理念です。

そのため、当当ネットは会社全体で模倣品に対して「NO」と言っております。特に当社の CEO である李国慶は、過去に何度も模倣品は自社にとって大きなマイナスになると強調しております。

さらに、当当ネットはニセモノ対策として、この4段階の保護方法を取り入れております。

まず、テナントが入居する前、契約が成約する前に、相手の資格を審査します。この資格審査には2つの審査があります。1点目は、その企業が合法的に登録されている企業であるかどうかについて審査を行います。2つ目は、その企業が提供する商品に商標権あるいは著作権があるかどうかについて審査をします。仕入れ側に対しては、必ず合法的なルートで商品を仕入れていることを保証してもらっています。このような合法的なルートがなければ、仕入れはできないということです。

紛争処理にも2つの種類があります。消費者が商品を買った後にクレームを出す場合と、権利者が知的財産権保護の活動を通してクレームを出す場合の2つです。

例えば消費者が商品を買って、これは模倣品であるということでクレームを出した場合は、顧客服務部という部門が担当しており、私が先ほど紹介しましたように、先ず商品の代金の全額返還、それから商品の金額の5倍に相当する商品券の進呈という方法で対応しております。

知的財産権の権利者からのクレームの場合は、当社の法務部が対応しており、先ず権利者が権利を所有しているかどうかについて確認をします。そして、当当ネットで販売されているものが権利侵害品であるかどうかについて確認をします。もし、これが権利侵害品と認定された場合には、関連する販売部門に対して、権利侵害商品の販売中止を要求します。

仕入先あるいはテナントが模倣品を販売した場合は、私達には違約処罰制度があります。これは、先ほどのとおり商品代金の全額返還、それから5倍の商品券の進呈、そして金額は違反した側に負担してもらいます。それから同時に、罰金を取ることもあります。あるいは保証金の没収もありえます。一番重要なのは、一旦模倣品を販売してしまった場合は、仕入先の名簿からその会社を削除し契約を中止するという事で、これは一番重要な処罰です。

私達はこの資格審査、契約保障、紛争処理、違約処罰という4段階の方法を執行しておりますので、これまでは、当当ネットにおいては大きな知的財産権の侵害事件は発生しませんでした。

少し時間がオーバーしてしまいましたけれども、ぜひ皆さんには、当当ネットに来ていただいて当当ネットでお買い物していただければと思います。ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

郭先生、ありがとうございます。ちょっと時間がございますので、皆様からご質問等あれば、お受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○エプソン 山口氏

すみません、エプソンの山口と申します。ありがとうございます。大変参考になりました。先ほどの制度のいろいろな登録後審査制度、保障担保制度、また、チェックしました違約処罰制度、こういうことによって、模倣品、偽造品または違法品の販売を中止するというところでございますが、特に処罰の制度につきまして、何かレベルといったものはありますか？タオバオネットには1回目、2回目、3回目と（重犯かどうかの）レベルによって削除しているとか、重いケースの場合、1回で削除するとかというようないろいろな仕組みがありますが、そういう点、もし格別なプログラムがあればご紹介いただければと思います。

○当当ネット法務高級総監 郭琦氏

私達は違約に対しては、様々な処罰制度を構築しております。模倣品の販売業者に対しては、まず1点目としては、必ず契約の中止をします。私達はニセモノには決して屈しないという態度をはっきりとさせているからです。それから、同時に罰金なども取り入れております。

○エプソン 山口氏

ありがとうございます。申し訳ないですが、それは1回でもそういう違約があればクレームサイトの削除または罰金処罰、そういうことになると考えてもよろしいでしょうか？

○当当ネット法務高級総監 郭琦氏

はい、そうです。そのとおりです。

○エプソン 山口氏

どうも、ありがとうございます。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ほかにご質問がございますか。

○旭硝子知的財産権部門 岳寧氏

私の質問は、スライドの第6ページ「信頼できる当当ネット」に対する質問でございます。ユーザーが模倣品を買ったことに気がついた場合には、関連する国家 TSB 部門の証明文書を添付して提出しなければいけないとあります。しかし、個人の場合は、TSB 部門からの証明文書を非常に入手しにくいという問題があります。質問としては、個人の消費者が権利者の会社に真贋識別を依頼して、その会社から証明文書を出してもらった場合には、同様の対応をしてもらえるでしょうかという質問です。

○当当ネット 法務高級総監 郭琦氏

実際のところ、私達はケース毎に対応しております。例えば、個人のユーザーがブランドの権利会社から正式な証明文書を発行してもらえた場合は、商品代金の全額返還、それから5倍のギフト券の進呈という措置で対応しております。しかし、もしそれら証明文書の信憑性に疑問のある場合は、受け入れません。

○旭硝子知的財産権部門 岳寧氏

質問2ですが、現状で当当ネットの取扱商品の中で、模倣品によって返品された割合はどのくらいですか。具体的な数字がなくても、例えば何パーセント、千分の一、万分の一くらいですか。

○当当ネット 法務高級総監 郭琦氏

ここには具体的な統計の数字はないのでお教えすることはできませんけれども、私の経験によると、このようなニセモノの現象は非常に少ないです。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

はい、ではもうひとつくらいご質問があれば、お願いいたします。よろしいですか。はい、では郭総監、どうもありがとうございました。もう一度拍手をお願いいたします。では、これでピックアップ講座は終了させていただきます。続きまして、3時になりますので、全体会合のほうに移らせて頂きます。まず第一部の各種連絡事項から始めます。

「上海 IPG 全体会合」

第1部 各種連絡事項

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

では、お手元の議事次第の①ですが、最初に上海 IPG の新規メンバー様のご紹介をさせていただきますと思います。本日、1社さま、新しいメンバー様にご参加していただきますが、IP フォワード社の分部様いらっしゃいますか。IP フォワード様が今回から新規メンバーでご参加いただきますので、分部様から一言ご挨拶を頂戴したいと思っております。お手数ですが、前のほうにお越し頂きます、ご挨拶を頂戴できますでしょうか。

○IP FORWARD 分部氏

皆さん、こんにちは。IP フォワードの代表を勤めております弁護士の分部と申します。私は 2006 年から経済産業省の模倣品対策室という部門に模倣対策専門官として出向させて頂いておりました。その関係で上海、北京にはちょこちょこオブザーバーとして参加させて頂きまして、色々勉強をさせて頂いております。この度、IP フォワードという知的財産のコンサルタントグループを設立致しまして、本年より正式に IPG に入会させて頂いたことになったということで、ご挨拶させていただきます。

若干 IP フォワードについてご説明させていただきます。

この IP フォワードというのはグループの名称でございまして、日本の弁護士、中国の弁護士、模倣品対策の専門調査員、日本語が話せる業務スタッフ達が共同して模倣品の対策に特化をしてソリューションを提供するという知的財産の総合コンサルティンググループとして、昨年設立させて頂きました。

私も模倣品問題に対して、経済産業省の立場、日本弁護士の立場、色々な立場で見てきたわけですが、模倣品問題に皆さんが一生懸命に対応されていますけれども、なかなか改善していかない、年々巧妙化してきているというのが現状だと思います。これに対して従来型の対策は、模倣品対策専門調査会社が主導して調査・摘発を実施し、これとは別に中国の弁護士が訴訟をしているという形で、ちょっとばらばらと色々な対策がされているなという印象を受けており、巧妙化する模倣品問題に必ず

しも十分に効果的な対応ができていないのではないかと感じておりました。このような中で我々グループは、模倣品の調査や摘発そして訴訟、出願の対応を一貫して対応できる体制を整えました。また、近年、模倣対策は費用対効果を踏まえて、企業の経営戦略と結びつけて対策方策を提供していくということも考えなければいけない時代になってきたなと感じておりますので、及ばずながら、我々の方でこうした高度なソリューションも提供できればと思っております。本グループを設立させて頂きました。

現在このグループには総計で約 50 名弱程のメンバーがおりまして、上海、北京、広州、香港、その他模倣品問題にとって重要な拠点に、調査の拠点を設けております。私自身は月に半分強は上海におりまして、その他は北京ですとか広州ですとかその他の地域におります。及ばずながら、日系企業の皆様の日々の知的財産権問題に、少しでも問題の改善に貢献できればなと思っております。またこの IPG の活動にも貢献できればなと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

分部様、ありがとうございます。では続きまして、②でございますけれども、新しい運営幹事のご就任の紹介をさせて頂きたいと思ひます。ジェイテクト中国投資有限公司の岩本様のご後任と致しまして、NTN の板山様のほうに今回幹事をお引き受け頂こうと思っております。板山様、一言ご挨拶を頂戴できますでしょうか。

○IPG 運営幹事 板山氏

どうも、はじめまして。NTN の板山と申します。日本では NTN と言われても NTT のほうが有名だと言われる方が多いと思ひますけれども、NTN の設立は 94 年で、あと 6 年で 100 年の歴史を持つ軸受けメーカーです。また、軸受けと言われても、一般消費者でわからない方もいると思ひますけど、軸受けは回転する機械、乗物に使用する重要機械部品であり、回転するところには絶対軸受けが使われているということで、例えばそこにあるプロジェクターのパンには軸受けが使われていますし、もちろん皆様の毎日ご使用になる車、そして電車そういったものに対しては我々軸受けメーカーが納めています。世界には軸受けメーカーが沢山ありまして、世界的に有名なのは SKF、シェフラン、キンベン、そして日本には日本セイコーさん、そしてジェイテクトさん、フジコシさん、ミネベアさん、アイキョウさんがある。日本の軸受けメーカーを 1 つの企業とすれば、世界の大体 30%以上のシェアを持っており、これは SKF が世界の 15%ぐらいで、シェフランが 10%ぐらいですから、日本で全部集めればそのシェアを上回る。ただ、中国ではどうかというと、日本勢のシェアが 15%前後です。そして SKF、シェフラン、欧州勢を入れても 35%にしか満たない。中国に軸受けメーカーが 1000 社以上あるということも理由ですが、原因のひとつが模倣品であり、我々の販売を奪っている以上に、ブランドイメージを傷付けているという実情があります。

今日私は赤いセーターを着ていますけれども、これ中国で誕生日に赤いセーターを着ないといけないんですよ。それで赤いセーターを着させていただいているんですよ。そして、今日 50 歳、50 回目の誕生日です。

大学卒業後、4 年ドイツに行って、法関係をやりまして、そして、そのあとシンガポール、インドを渡り歩いて、かれこれ会社人生の中で、海外が長くなっているんです。その中でどこでも見るのが中国で製造された模倣品で、原産国であり、年々その精度は、我々軸受けメーカーがパッと見てもわからないような模造品が作られている。但し、模造品というのは軸受けの重要性能のポイントになる材料の正常度と、そして硬度が劣っており、短時間で壊れるものが多いということで、消費者の方にご理解頂きたく思っております。もし模造品を使った場合、自動車や電車のタイヤが折れてしまふとか、そうなる我々消費者の安全さえ犯すものであり、今後消費者に対してそういう理解を示すとともに、我々も模造品が中国のどこで作られているのか、どうい

うルートで出回っているのかということを探していきますので、皆様方のご協力、ご理解をお願いします。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。ご出席の皆様、本件は全体会合の決議事項になりますので、板山様のご就任をご承認頂ける場合は、拍手を持ってご承認頂けますでしょうか。よろしいでしょうか。皆様、ありがとうございます。板山様、今後、幹事お役目をよろしくお願ひいたします。

ではここから各ワーキング・グループ（以下、「WG」）の活動報告に移らせて頂きますが、議題番号3番「インターネット知財対策WGによるIPG-タオバオとの意見交換会」、「IIPPF-タオバオとの意見交換会開催報告」、そして4番目の「立法研究WGによる国務院法制弁公室との意見交換会参加報告」につきましては、時間の関係上、お手元に配布させて頂きました資料②③④をご覧頂くことで報告に代えさせて頂きます。続きまして、⑤の特許WGにより「吉利社・宝スチール社ヒアリング報告」につきましては、幹事の土谷様からお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○特許WG 土谷氏

土谷でございます。本日、お手元のほうに資料はございませんが、先日行われましたヒアリングについて若干ご報告させて頂きます。

特許WGで行っております実用新案活用法と他社権利行使に関する対応策というテーマについて、吉利自動車と宝スチール2社の中国企業に対して、知的財産の担当者の方とヒアリングさせて頂きました。実用新案をテーマにしたワーキング活動ですので、中国企業がいかに関用新案というものを活用しているのかということの生の声を聞きたいということでリアリングを行いました。印象としましては吉利自動車、宝スチールともに技術的評価を行って、技術的評価が低いものは実用新案で出願をする、技術的評価が高いものは発明特許で出願をするというように、あくまでもそういう技術レベルの違い、もしくは技術のライフサイクルが長いものは発明特許で出願するというような使い分けで、あまり特許と実用新案というものに区別を持っていない、権利として大きく違うものだとは思っていないという印象を受けました。簡単ですけども、以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございました。続きまして、⑥の「化粧品WG 広州市公安白雲分局訪問報告」から⑨の「記録メディアWG 上海市太平洋電脳城向けセミナー開催報告」に関しましては、申し訳ございませんが、時間の関係上、お手元にお配りした資料のほうをご覧頂くことでご報告に代えさせて頂きたいと思ひます。続きまして⑩になりますが、「IIPPF実務レベルミッション参加報告」を幹事の石川様からお願いしたいと思います。

○IIPPF実務レベルミッション参加報告 石川氏

YKKの石川です。資料9をご覧下さい。「第9回知的財産保護官民合同訪中代表团(実務レベル)実施報告」とありますが、こちらは国際知的財産保護フォーラム、IIPPFが、昨年11月23日から26日まで、北京の各中央政府機関合計7機関を訪問して、意見交換を行いました。細かい内容については、資料を見て頂けたらと思ひます。印象としては、第9回ということで、回数を重ねるごとに内容も重くなり、また相手方の対応も良く、検討していただけている状況となっており、今後もIIPPFが中央政府を訪問して、意見交換をすることが重要だと思ひます。IPGとしてどのように絡んでいくか、課題としてありますが、今後もこのような活発な意見交換を続けていけれ

ば良いと考えております。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございました。続きまして11番「IIPPF 広州ミッション参加報告」につきまして幹事の宮腰さんからお願い致します。

○IIPPF 広州ミッション参加報告 宮腰氏

それでは、お手元の資料11をご覧ください。昨年12月、第1回目となりますIIPPF 実務レベル広州ミッションが派遣されまして、12日、13日の両日、広東省AIC、TSB 知識産権局を訪問しました。先ほど石川様からご紹介がありました北京のミッションにつきまして、広州のミッションのほうもIIPPF及びIPGの連携で取り組んできましたので、中国の北京、上海、広州の3拠点に中国IPGからの代表メンバーも参加して、広東省AIC、TSBに、これからの中国IPGとしての取り組みや案件事例、それから模倣品対策の課題等をご紹介させて頂きました。IIPPFとIPGとしては依頼事項をお伝えしましたが、その際に行ったプレゼンテーションの内容がお手元の資料10になります。詳細な内容の説明は控えますが、印象としてはAIC、特にTSBの方にミッションを受け入れる事前の準備を大変よくして頂きまして、率直な意見交換ができたと思います。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

宮腰さん、ありがとうございました。続きまして、12番の「上海IPG 10周年記念企画」につきまして、幹事の大上様、よろしくお願ひします。

○上海IPG 10周年記念企画 大上氏

大上と申します。それでは資料12に沿って概略を説明させて頂きます。時期は今年の9月に上海IPGの10周年記念会の開催を予定しております。出席者に関しましては、中国側は上海市人民政府、上海市行政部門、日本側は日本政府、在上海日本国総領事館、上海IPGメンバー及び日本貿易振興機構の参加を予定しております。議事次第に関しましては、資料に書いていますが、開会挨拶、食事、その後上海IPGの発足及び発展の経緯ご紹介、上海市政府への感謝盾贈呈、上海IPG貢献者表彰、閉会というプログラムを予定しております。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

大上様、ありがとうございました。続きまして議題の13番に移らせていただきますけども、「2012年度の上海IPG活動計画」につきまして事務局の呉のほうから説明させて頂きます。その後、グループ長の丸山さんのほうから、協議の結果などを説明させて頂ければと思います。

○ジェトロ上海事務所 呉氏

ジェトロ上海事務所の呉と申します。これから上海IPG2011年度活動レビューをした上で、そのレビューに基づき、今後の課題を整理したものをご報告させて頂きます。

これは、昨年12月の幹事会で皆さんに議論していただいた配布資料です。本日の私の報告の後で、丸山グループ長より来年度の活動案を説明しますので、その背景資料という位置づけで皆さんにお聞きになればと思います。

こちらは目次になります。大きく分けて2つになります。

1つ目は上海IPG現状のレビュー、これは括弧1番から括弧6番の切り口から検討を加えております。

2つ目は検討事項、これは上の六つの切り口から出てきた現状課題、これを今後ど

うすべきかというものを検討事項としてまとめたものです。細かいことは後ほどお話し致します。

こちらは上海 IPG の活動理念です。皆様をご承知のところですから、こちらでは割愛させていただきます。

まず、切り口の1点目、基本的な枠組み、この側面から現状を整理致します。ご承知の通り、2007年から基本的な枠組を作って活動をしてきました。2011年度の枠組は右側になりますけど、基本的には2010年度の枠組を踏襲したのになります。特徴というか留意点というのが、こちらに挙げている3点にあります。ひとつは中央あるいは地方政府との交流強化をしましょうということ。2点目は、活動成果の展開・周知化を図っていきましょうということ。3点目は、会員間、WG間の横の連携を強化しましょうということです。現状としては、2011年度はかなり活動してきました。中央と地方政府が活動を実施している中、中央と地方部門の連携体制、活動してきた中で、上海 IPG 内で体制を改善する余地があると考えております。これはマル1番です。

これから2点目として、周知化手段の定型化。ここで言う定型化というのは、政府部門との交流の際には、これまで毎回毎回内容を検討してきましたので、大変でした。ある程度これをフォーマット化していくことによって、我々の業務を減らして、効率よく活動していくことができるのではないかと考えております。3点目としてあげているのは、全体的な納得感のある意思決定手段の構築です。これは前回の会合の際に宮原からお話しましたように、例えば IIPPF との連携の際に重要メンバーだけでその検討事項、活動をしてきました。ただ、その際に全体の照会、意見の照会などをしておりませんので、今後皆さんの意見をどうやって尊重して、活動に反映していくのかという課題が出てきました。

こちらは3番です。昨年 of 年末に皆様に実施した事業アンケートの結果です。ご覧にいただいていますように、1番の商標関連と3番の反不正競争法関連を併せて合計で78社となっております。全体的回収したのは78社ですから、ほぼ全ての会員は重要度が高いと、従来の通り継続してよろしいのではないかと考えております。また2番の発明特許関連、4番の実用新案・意匠関連を合わせて合計56社となっております。以前と比べると増加傾向にあるのではないかと認識しております。こちらについても、今後重視していくことになるだろうと思います。

続きまして、こちらは2つ目の切り口です。中長期ビジョンから説明します。この図は皆様もよく目にしているかと思いますが、2007年度に策定したもので、こちらでは紹介を省略致します。

まず長期ビジョン、こちらは長い年月をかけて、中国で知財保護の雰囲気を作っていくという達成目標を掲げております。そのために例えば消費者、政府部門の関係者、あるいは権利者といった関連するプレーヤーに対して、知財の保護意識を植え付けていくことが重要だというふうに認識しております。ここにあげているのは消費者啓発活動の代表的な事例です。皆様ご承知の通り、上海 IPG では江蘇省フォーラムで毎年9月に1ヵ月間消費者啓蒙活動をやっております。その TSB と撮影してきたビデオをテレビで放映したり、ホテルで放映したり、というふうにしてきました。これを見た方は何万人もいるのではないかと考えております。

同じように、下のほうに広州市で自動車・自動車部品 WG の話ですが、結構頑張っていて、この4年間広州モーターショーで啓発活動をやってきました。これも毎年千人程度のアンケートを回収しておりますので、かなりの人数に影響しているのではないかと考えております。このようにポイントポイントのところ非常にこの啓発活動がうまくいっているということは言えると思います。ただこれはどうやって全国的に展開していくかということはひとつの課題になっていると考えております。

同じくこれは政府向けの活動になります。同じように内容は割愛しますが、江蘇省なり、あるいは広東省なり、いい事例が出ています。ただその成果、あくまでも一緒

にしてきた相手側、つまり政府の江蘇省 TSB だったり、広東省 AIC だったりといったことだけで、全国的に、他の地域にまだ共有していないという状況になっています。こういうことを中央政府あるいは他の地域にどうやって広げていくかということは課題になるかと思っております。繰り返しとなりますけど、普及することで、結構業務量も増えますので、業務をいかに効率化していくかということも課題になっているなと思っております。

次は中期目標になります。これは政府部門との交流と内部機能という目標となります。ご覧頂ければわかるとおり、昨年度は中央政府から沿海部の重要地域あるいは内陸の重要地域まで殆どのレベルで交流ができています。この中期目標はある程度達成できているというふうに思っております。ただ冒頭でも申し上げたように 2011 年度は司法部門との交流は未だに少ないという状況になっておりますので、これも検討の課題になっているかなというふうに思っております。

次は短期目標、こちらは直近課題を解決するという目標を掲げております。こちらであげているのは自動車・自動車部品 WG の話です。事務局ではその成果というものを、学習的成果と対策的成果という 2 つで考えております。ひとつは研究的な作業、つまりわからないことがあるからわかるようになりたいという課題に対してわかったという成果を出します。もうひとつは対策的な作業、これは問題があるから、改善しなければいけないという改善されたという成果を出しております。こういった形でこの表を作っています。

後ほど説明しますが、我々の各活動でかなり成果を出しております。ここでの課題ですが、IPG は地方政府あるいは中央政府との交流の中で成果を普及していくということを今までやってきています。例えば、10 個の成果があるとします。そのうち時間の関係で政府との交流の際に 3 個しか使えない場合、その 3 個をどうやって使うか、またその内容をどうやって進めていくかということです。

またそれに付随して WG 間の横の連携、あるいは少し異なった横の連携を取るべきではないかというふうに考えております。

こちらは模倣問題の改善サイクルの改善図です。2008 年度の法の制定・整備、法の運用、法の周知化というものを改善していきましょうということを幹事会で検討し、この図を作りました。右のように 2011 年度はこのようになっています。後ほど皆様はご覧になってください。各 WG の活動でこの図はかなり廻せるような形になっているというふうに考えております。ただ 1 点だけ、周知化のところで多少不足感があるのではないかということでこちらから挙げております。

3 点目の切り口は上海 IPG の機能、こちらは皆さんご承知の通りです。上海 IPG は 3 つの機能があります。ひとつは情報共有機能、2 つ目は中国政府との交流機能、つまりプラットフォーム機能、3 点目は個別問題の解決機能、先ほどの中長期ビジョンとも重なっている部分がありますけれども。まず 1 点目情報の発信、それに付随する人材育成機能、こちらのスライドは 2011 年度の全体会合で講演したテーマとピックアップ講座のテーマになります。こちらのスライドは中国人スタッフ向け勉強会、またその他、例えば調査報告書、情報共有などの項目をあげております。このような情報共有している状況を認識していただければと思っております。これに関して、情報共有のニーズとして、皆様にアンケートを取りました。左側のこの図になります。小さくて見づらいですけど、あまり大多数の意見はありませんでしたが、気になったところをあげれば、成功と失敗事例を欲しいというものがあります。事務局あるいは幹事会ではそう簡単にはこういった事例を入手することはできないものですから、どう入手していくか、これも問題として認識しております。それから皆様はよく発信共有をしたいというふうに求めますけど、それを作った人、その資料をある程度抑止したいと、そのバランスをどうやって取っていけばいいのかということも課題のひとつとしてあげています。またこの後にもありますが、中国語だけの勉強会があるますが、

日本人初心者向けの勉強会もやってほしいという声もあります。今後、こういったことも幹事会で検討していきますけど、今日ここでは結論的なことは言いませんので、今後の課題として認識して頂ければと思います。

続いて政府部門との交流機能、この図は 2011 年度主な政府部門との交流を整理した図です。ご覧の通り、それなりの交流をしてきました。言い代えますと、それなりのプラットフォームができてきているということが言えると思います。更に 2011 年度の新たなプラットフォームの中で、真贋識別セミナー、貢献部門感謝式、ほかに色々な経路で交流してきました。例えば 10 月 12 日に中央と交流の際に、司法部門から交流をしましょうといった提案もありました。こういった状況の中で、逆に真贋識別セミナーあるいは貢献部門感謝式をずっとやってきましたので、それをどうやってマンネリ化を防ぐかということも配慮すべきと考えております。こういった現状を踏まえて、マル 1 番からマル 4 番の課題を設定しております。

続いて、課題の解決機能を切り口として現状を説明させていただきます。まず、この図の中に 7 つほどのニーズというものをあげております。これは、皆さんから寄せられた上海 IPG ではこういうことはできないですかと事務局向けのコメントです。上の 3 つは先ほどお話した研究的な作業、わからないからわかるようになりたいというものになります。下の赤い文字で示した 4 つは対策的な作業で、問題があるから解決したいというものになります。

話しが重複しますけれども、研究的な活動は WG 内での独自の研究、あるいはその他の協力を得て調査をしたり、これを成果として皆さんがよく目にする調査報告書であったり、我々上海 IPG で開催した研究会というものになります。ここでこういったものである程度わかりましたという現状を作ります。対策的な活動についてはやはり運用を改善したい、制度をよくしたいというものがあります。そこまで至らなくてもある程度いいモデル、いい事例を創出することになっています。更に直接違法行為の減少といった成果も生まれてきています。具体的なものはこちらでは、割愛させていただきます。

先ほどの研究的な成果という話がありましたけれども、これは 2011 年度の調査報告書の一部です。他にもありますけれども、あと右側は対策的な成果となります。ということで、現状では、すごく優れた成果は今蓄積されています。ある程度周知化もしています。今後の課題として、周知できていない活動をどうするか、例えば十個の成果があります。但し、時間の制限で、その当局との活動で伝えるのは三つだけです。そうすると他の七つはどうするか、無駄にすることは良くないですから、この七つをどうしますかということも考える必要があります。同様に成果が 10 個あります。10 個の全てが政府部門の協力者があるわけじゃないですけど、でも中国政府部門の協力者があります。この人達にこれからも協力して欲しいという現状があります。そうすると、この人達にインセンティブを与えていくことによって、これから協力し続けるという課題も残っています。

この図は現在上海 IPG でどんな動きをしているか、また幹事会、各 WG でどんなことをやっているかということを機能との関係で示したものです。すごく細かいので皆様は後ほどご覧になってください。

次に 4 点目に入ります。これは主要活動という切り口です。ご承知の通り、江蘇省フォーラムとか貢献部門感謝式等、先に申し上げたとおり、すごく効果的な活動をやってきました。また、効果的活動をやると同時にそのマンネリ化を防ぎましょうという観点で、皆さんの意見を尊重していくことになっていると思います。右側は皆さんに「どんなことを政府としたいか」という問いに対して、従来通り真贋識別セミナー、また意見交換会というふうに多数ありました。一方、この真贋識別セミナーについては政府部門からちょっとマンネリ化になっているのではなかという話もきておりますので、これをどうやって防ぐか、そして上海 IPG が目指している成果の普及、これも

どうやってプラットフォームとして使っていくかという答えも求めていくと思います。

切り口の5点目ですけれども、上海 IPG の組織。こちら皆さんにお伝えするのは、新規の WG です。先般にも皆様の協力を頂いて、実施したアンケートでは、新規 WG 設置希望 6 件がありました。下の図の通りになりますけれども、全てを設立するわけではないですけど、一応こちらで書きました。それから幹事会からご提案したその刑事 WG についても、希望者は十社になりました。こう言った組織の拡大に伴って、どんどん自主的に活動をしてもらうという、WG の設置基準についても検討余地があるのではないかと考えております。それから上海 IPG では益々成果が出てきますので、上海 IPG として政府部門との交流の際に、どうやって交流していくのか、その意識決定手段の構築についても考える必要があるのではないかと考えております。

最後に切り口の6点目ですけれども、上海 IPG の活動地域。これはいつものとおり、皆様にアンケートを取ったところ、「重要地域はどこですか」という問いに対して、華南 1 位、華東は 2 位、中央は 3 位、華北は 4 位というふうになっていますけど、4 位について数はあまりなかったもので、こちらではあげておりません。これに対して、上海 IPG ですから、華東地域は我々結構ずっと頑張ってきました。中央政府についても、昨年度も結構やってきました。これに対して、華南はあまり具体的な例とか、具体的予定とかそういうテーマはあまりこちらであげていませんので、この辺については今後検討課題ではないかなというふうに考えております。以上、括弧 1 番から括弧 6 番まで、切り口にしながら、現状と課題を整理しました。

それでは 2012 年度どんなことを考えているのか、活動をやっていくか、以下の検討事項を踏まえて、お話をします。

まず検討事項の 1 番、政府向け活動の整理、合理化、効率化ということをごここであげています。見辛いですけれども、ポイントが二つです。一つは研究的な成果をいかに取り扱うか。ここに上海 IPG があります。研究的対策的成果を出しています。こちらにモデル地域があります。モデル地域というのは、我々上海 IPG が活動をしていて、すごくいい事例、或いはいい成果を出している地域を指しています。ここで一緒に成果を作ってくれたら、この成果を中央に持っていきます。中央に制度を変えてもらう或いは他の地域に持っていき、地域的な普及を図っていきましょうということを計画的にやっていきましょうと、今まで WG でやってきたものです。これは 1 点目。2 点目は先の話と重複しますが、こういった交流の中で、当局に協力者がいます。その協力者達にインセンティブを与えていくことは必要ではないかと考えております。

検討事項の 2 点目ですけど、これは意思決定手段の構築になります。先ほど説明したとおり、例えば IIPPF との連携の際に、或いは中央政府との交流の際に、これは IPG の全体の活動です。そうすると、IPG でどんなテーマを選んで、このテーマについて、どういうふうに話をしていくかという意思決定の手段などを今まできちんとしておりませんと思います。そうすると、この図はこれからこのように決めていきましょうという図になります。ポイントになるのはこの下のマルの部分になります。それに対して、上のような仕組みを作っていきましょうということです。現状としては、模倣対策関連は基本的に上海 IPG でやっていますので、上海 IPG では、模倣対策であれば、上海 IPG が提案していく、その案に従って、北京或いは広東で合意であれば内容を決めていく、こういった流れを作っていきましょうという図になりますけれども、本日の午前中のグループ長会議でもこの図について協議したところ、大体合意したところだと思います。

検討事項 3 番、これは組織図ですけど、これも繰り返しになりますけど、ちょっと割愛させていただきます。重要なのは赤字になっているところですが、これまでの課題を踏まえて、こういった組織の編成が必要ではないかと考えております。

す。

最後になります、これは今まであげてきた課題というものを箇条書きにしたものです。ただ、2点だけ赤く塗ったところがあります。これは検討事項の括弧1番から括弧3番に触れていないところなのでこの形で示しました。

私の説明は以上です。本題のほうは後ほど丸山グループ長からまた活動方針についてご説明致しますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ではこの件に関しましては、丸山グループ長、幹事会との協議の結果とかありますか。

○上海 IPG グループ長 丸山氏

それでは資料の16をご覧ください。それに関して、活動方針を簡単にご紹介させていただきます。現状認識というところで、今までの大きく、継続という方向でいきたいと思っております。また、2番目としましては、環境の変化と会員ニーズというところで先ほど江さんのほうからご紹介ありましたアンケートの結果をこちらに反映して、こちらのほうの活動内容にいかしていこうというふうに思っております。

次のページになりますが、2番目の活動方針ということで、今後もこのような方向でいきたいと思っております。マル1としまして、大部活動する内容が増えてまいりましたので、この活動に対しまして事例を構築していこうと、それから他地域に展開していこうと、こういうことをやっていきたいと思っております。また、マル2について、その拡大ということに関しまして、人数という制限もいろいろありますので、効率的な運営をしていきたいなというふうに思っております。3番目の活動内容としましては、基盤活動、本日行いました上海 IPG 全体会合は来年度もまた奇数月の第三木曜日に開催していきたいと思っております。また、我々幹事のことになりますけれども、偶数月に幹事会を年5回開催していきたいと思っております。また、上海 IPG のピックアップ講座のほうですが、年6回行う全体会合の中の5回にピックアップ講座を開催していただきたいと思っております。また、4番目の勉強会も年5回開催、全体会合の翌日ということで、今回も明日開催させていただきます。また、IPG の全体活動としまして、貢献部門感謝式のことですが、5月に今年も開催するというので皆様にご案内しましたとおり、今月末が募集期限になっておりますので、よろしく申し上げます。また、その次 IPG と中央政府交流会、また IPG と司法部門交流会もこういうふうで開催していきたいと思っております。また、水際対策 WG は、中国 IPG 内の全体としての活動になります。また貢献部門感謝式及び税関総署交流会の開催を行うと思っております。WG 活動、その他の活動も開催させていただきます。最後4番目の模倣品問題中長期ビジョン再検討というのは、運営幹事会が中心となって、中長期ビジョン更新の必要性・内容または具体的な活動プラン等を検討していきますので、また皆様の了解をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

丸山グループ長、ありがとうございました。この議題でございますが、来年度の上海 IPG グループ活動につきまして、会場の皆様、ここで何かご質問等ございますか。なければ、次の議題に移らせていただきますが、今日以降、2月10日ぐらいを目処にご意見等ございましたら、事務局へお寄せいただければ有難いと思っております。次回、3月の総会にて、来年度の活動計画につきまして、承認の手続きをする予定でございますので、ご意見等ございましたら、2月10日ぐらいまでに頂戴いただければと思っております。丸山グループ長、引き続きで申し訳ございませんが、議題14の「第14回 IPG グループ長会議開催報告」を簡単にお願ひできますでしょうか。

○上海 IPG グループ長 丸山氏

資料 17 をご覧ください。本日午前中に、中国 IPG グループ長会議を行いました。これは、先ほど江さんからご紹介いただきましたように、上海、北京、広東の各 IPG のグループ長が集まりまして、各 IPG 活動計画、活動の成果を、特に問題になる活動がなければ反対しないというような考え方で意見交換を図っております。その中の一環として、例えば上海の WG、それから北京の WG での重複動がないかというような確認なども行いました。

それでは、今日の議事のほうを紹介いたします。

最初 1 番、報告事項ですけれども、北京及び広州、それから我々上海のほうから先ほど 1 番にありましたような、今年度の活動の報告を紹介し合いました。それから、上海のほうからは合わせてこの 2 から 7 にあるようなことも紹介いたしました。その後、2 番としまして、検討事項ということで北京 IPG からいただきました検討事項としましては、1 番目として中国 IPG の中長期目標を立ててはいかがなのかということです。今までですと先ほどありましたように、各 IPG の活動計画を中期、長期ということで考えておりましたけれども、やはり我々中国での全体ビジョンということで、北京、広東、上海を合わせたような中長期目標を立ててみないかという提案がありました。これをまた幹事会でたたきながら皆様の了解を得ていきたいと思っております。

それから、2 番目は、三極 IPG スケジュールの周知です。現在の幹事の中では、三極の IPG で、本日のような総会ですとか、北京の総会の日程等の年間スケジュールを周知しています。現時点では、どの範囲までみせるかということを議論しています。本日は今年の 4 月から北京の IPG のホームページで紹介していくということになりましたので、ぜひ皆様もそれをご参考になってください。それから、2012 年北京の IPG 活動計画のご紹介のほうは割愛させていただきたいと思っております。上海分に関しましては、先ほどのような活動計画のほうをご紹介いたしました。

また、4 番目の IPG 中国政府交流の意思決定手段については、先ほど江さんからご紹介いたしましたような、三極のグループ長及び幹事等が集まりました会で意思決定をしていく、そしてまた皆様のご意見を伺うというやり方にしていくことをご了解をいただきました。

それから、5 番目の 2012 年度中国中央政府との交流につきましては、1 番目としまして 5 月の貢献部門感謝式典の前後、主に前ということになりますが、貢献部門感謝式にご出席していただいた中央政府の方々との意見交流をするという機会を作って行きたいというふうに思っております。また、税関総署との意見交流会につきましては、水際 WG を中心としまして、意見交流を図りたいと思っております。

今のところ、今年は全人代があり、中国トップの方々が変わる可能性が高いようです。そうすると、中国政府も交流したくても会えなくなる可能性もあります。このため、その前のなるべくなら 8 月前には中国政府との意見交流会等を済ませたいなというふうに思っておりますので、これを皆様にご紹介していきたいと思っております。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

丸山グループ長、どうもありがとうございました。続きまして、15 番目でございますけれども、「2011 年度第 4 回中国知的財産権関連法勉強会」に関しましては、お手元の資料 18 番をご覧くださいませ。すでに、明日開催のご案内は差し上げておりますが、本日現在ご出席のご希望がございましたら、まだ間に合いますので、事務局にお知らせください。

続きまして、議題の 16 でございますが、「IPG 知識財産保護連携ポケットブックの内容方針」につきましては、資料の 19 をご覧ください。今年の更新結果、ご覧の通

りの掲載会員メンバー様となっております。

いろいろ盛り沢山でございましたが、以上で各種連絡事項を終わりたいと思います。なお、事務局のほうから2点ご連絡させていただきますが、2011年貢献部門の案件の募集をしておりますので、できましたら、1月中旬まで事務局にご返事をいただきたくお願い申し上げます。それから、最後でございますけど、今日は18時から情報交換会を1階で開催する予定ですので、ご参加をよろしくお願いいたします。非常に長い時間となっておりますが、ここでまず各種連絡事項を終わらせて、コーヒープレイクの前に第2部の講演会のひとつ、講演1を続けさせていただきます。最初の講演でございますが、ジェトロのソウル事務所知財チームの岩谷から、韓国における模倣の概況について講演させていただきます。では岩谷さん、よろしくお願いいたします。

第2部 講演会

【講演①】

【テーマ】「韓国における模倣の概況」

【講師】ジェトロソウル事務所 知財チーム 岩谷 一臣氏

皆さん、こんにちは。ジェトロソウルの岩谷と申します。なんで韓国の方が、私は日本人ですけど、ここにいるのかなとちょっと不思議に思っている方もいらっしゃるかと思いますけれども、上海IPGといえば、IPGの中でも本当に大先輩格で、ひとつ、私自身が上海の状況を調べさせて頂いて、今後の韓国（の模倣品対策）、あるいはその韓国の模倣品対策として、中国と切っては切れない関係になっておりますので、場合によっては韓中という対策に役に立つのではないかとということです。

それからもうひとつは、ちょっと口が悪いですけども、韓国も過去模倣品、模倣大国と言われていました。そんな韓国が今どれだけ変わったかということをご紹介させていただきたいと（思います）。隣の国はこんなことになったんだ、ということをご理解いただきたいと思います。今日、話が盛りだくさんの中で、わりと著休め的な話になりますので、気楽に聞いて頂ければと思います。

まず、今、韓国における模倣被害の状況、これは特許庁の（模倣品）被害実態調査では、言ってしまうと中国一人負けの状況です。そうはいっても韓国の2006年度の時点では、韓国内で何らかの模倣品被害を受けたというアンケートの回答をした会社は30%ありました。それが2009年には23%にまで減少しています。この23%という数字をどう評価するか、人によって様々だと思いますけど、例えば、ヨーロッパと北米、下の方にありますけども、2006年時点のアンケート調査では2割弱でした。ですので、3年間の時間の差はありますけれども、5ポイント程度の差になっています。ということは、今の韓国の状況は、2006年頃のヨーロッパ、アメリカと大体同じというふうに理解できます。恐らく、2006年のアメリカが模倣品大国だという人は、あまりいないと思いますので、そう言った意味でもかなり改善してきているんじゃないかと思えます。ただ、（模倣被害が）無くなったわけではありません。模倣品被害の総額について、中国だけ突出していますけれども、韓国は20億という形になっております。ただ、これは実態調査でして、韓国ではかなり、何と言いましょか、市場が小さいこともあり、あるいは日本の企業各社が、韓国には（模倣品被害の）実感がそもそもなかったりとか、（中国市場に比して）若干興味が薄めなところがありまして、実際韓国の模倣品被害にあった日本企業に聴きますと、1社だけで10億規模の被害が出ていると言っている会社がありますので、恐らくこの数字はかなり低いんじゃない

かと思えます。(しかし、) このように韓国は、模倣品被害の大きさという意味ではかなり小さくなっており、恐らく模倣品大国という国ではないと思えます。ただ一方で一定割合、残念ながら模倣品は発生しているというような状況になっております。

その模倣被害の状況ですが、一言で言ってしまえば、中国と比べますと、特許などの侵害品が多い、特許の侵害品が模倣品かというところとちょっと別の問題ですけど、技術的に真似をしたような模倣品が多いという結果になっております。このグラフで緑のところは特許・実用新案ですけど、その割合が他の国に比べて多いということになっております。韓国も日本型の技術立国ですので、それが反映されているのかなと思えます。ただ模倣品の品質を見てみますと、当然かも知れませんが、やや劣ると、かなり劣ると、7割ぐらひは、要するに(品質が)悪いという回答でございます。

次に、韓国では模倣品を誰が見つけているのかなということですが、ちょっと調査しましたら、まずインターネット上で見つけるというのが非常に多い。中国でもそうですけど、韓国も実情 IT 大国ですから、インターネットでの取引がかなり多いということを反映していると思えます。

それからもうひとつ、中国の状況はわかりませんが、上の2つ目の公的機関から模倣品発見が比較的多くて、ちょっと後で紹介しますが、税関とか、警察とか、かなり組織的に、精力的に動いていまして、その結果が現れているのかなというふうに思えます。因みに2010年度では、ポケモンの被害が日本企業の中では一番多くあったという状況になっています。

次に模倣品の種類による被害について、これは先ほどのNTNの先生もおっしゃっていましたが、日本の製品の場合は機能商品とか、あるいは韓国の場合は玩具とかそういうものに模倣品被害が多いですけれども、これはいわゆるブランド品の模倣品の被害とちょっと形態が違って、ブランド品の模倣品というのは、買う方もこれはニセモノだということをわかっている人が多い。一方で、例えば機能商品、アフターパーツ、代表例といえばカメラの交換用バッテリーですね、そういったものは、買う側もニセモノとはわからない。というのが韓国型の模倣品で、日本企業が被害を受ける特徴となります。これがどういう結果になるかというと、バッテリーが(日本企業の)本物だと思って買いますから、不都合があった時の不満というのがすごく大きいわけです。「なんだ、日本企業の電池を買ったら、3回充電しただけでもう使えなくなった」という(模倣品被害の)実例があります。この例では、バッテリーが充電できなくなったという被害だけでしたからまだましなんですけれども、(リチウム)電池は爆発する可能性がありますから、仮にカメラを使って爆発した、しかも日本製の電池が爆発したとなれば、爆発した後にそれが模倣品だったかどうかは恐らく誰もわからなくなりますので、仮にわかったとしても、韓国で日本製品がそんな大被害を消費者に与えるのかと、それこそ大ニュースになり、インターネットで一夜のうちに広がり、金額で本当に計り知れない影響が出てしまうのではないかと(思います)。ですから、韓国の模倣品のパターンと言えば、件数も少ないし金額規模も中国と比べればかなり少ないですけれども、一回アウトになったらその被害は大きくなる可能性があるという状況です。

次に韓国政府の模倣対策ですけども、中国もそうですけれども、テレビ関連の広告が非常に盛んに行われていまして、面白い広告を見たりします。最近までやっていましたが、子供がニセモノのおもちゃを買ってもらい、それを友達に見せたら恥をかけた、あるいは自転車のニセモノを買って(走ったら)、横断歩道で車輪が取れたとかですね、わりと面白い広告をやっております。このような地道な広告が韓国では模倣品の被害の制限に繋がっているんだなというところがあります。ちょっと後で説明させていただきます。

それから、韓国における模倣品取締りの体制ですが、特許庁の中に商標権特別司法警察隊という組織が結成されております。韓国の模倣対策で中国に比べてとても簡単

なのは、(要請する) 相手がひとつなので、つまり地方政府と中央政府が分かれていないので、基本的に韓国政府と特許庁の2つ、それらが動いてくれて韓国中に(模倣対策の施策が) 広まるということ、窓口がひとつであることで非常にやりやすいところがあります。これ(商標権特別司法警察隊)は、韓国側の組織が結成される前に、日本企業からも韓国政府に対して、模倣品に対する警察の取締りをもっと強めにやってください、特に専門家を配置してくださいという要望を出しました。つまり、商標権侵害で模倣品だと取り締まっても、これが類似かどうかはなかなか現場の人にはわからないわけです。何だかニセモノのようだけれど、実際に捕まえてみたらニセモノではなかったという結果になりがちです。(取締りの効果を上げるためには) 現場の警察官が概ねその場で、「あっ、類似の範囲だ」という知識を持っている必要があることから、韓国特許庁内に特別司法警察隊が結成されることになりました。ですから、特許庁の人が警察のバッチをつけて捜査し逮捕し、書類送検できるという権限をもつことになりました。

もうひとつは、(配布資料) 下側にあります緑の葉っぱが出ていますが、韓国知識財産保護協会というのがあります。24時間オンラインモニタリングシステムが導入されていて、ちょっと中国でも導入されているのか、ごめんなさい、不勉強でわからないですが、機械抽出による24時間対応をしており、出品者に対する削除要請とか、HP閉鎖要請等ということをやっております。去年末から商標権特別司法警察隊と連携しまして、オンライン上の模倣品に対する捜査権を(配布資料)上の特別司法警察隊が持つことになりました。ですので、この(配布資料)下のモニタリングシステムから得た情報が(商標権特別司法)警察のほうにいて、捜査活動に入るという体制になりました。残念ながら、この中で中国のいくつかのサイトが発見されて、韓国政府が中国政府にいくつか閉鎖要請を出したというのがあるんですけども、なんかうまくいかなかったと、韓国側から中国のサイトを閉鎖させるだけの当然権限がありませんから、残念ながらそれはうまくいかなかったという事例があります。こういう事例も韓国と中国の関係を考えるひとつのキーポイントになっているかなというふうに考えております。

それから(配布資料)右側は水際対策、ここにもありますけど、関税庁と、韓国の場合は貿易委員会が組織されております。韓国の場合は、関税庁は今のところ、特許とか実用新案は取締りの対象外になっておりまして、じきに始めると、法改正は終わっているんですけど、実施体制が整い次第開始することになっております。現時点では貿易委員会が特許関係は取締まるという体制となっております。

この模倣品の取締り体制をザッとまとめると、ひとつが税関による水際措置、それから貿易委員会による救済、それから市中での取締りというのは、先ほどの商標権特別司法警察隊が実施しております。それからオンライン取締りは韓国知的財産保護協会のオンラインモニタリングシステムで実施しております。

それからもうひとつ、偽造商品の申告褒賞金制度というのがありまして、中国にあるかどうかわかりませんが、一般人がこれは模倣品だとの情報を流す(通報する)とそれが本当に模倣品であれば褒賞金が支払われると、褒賞金制度というものが設けられております。

ここの特別司法警察隊の導入前後、どのぐらい活動が変わったかという情報ですが、一番左側は導入前、(特別司法)警察が入る前の状態ですが、8ヶ月間のデータしかありませんが、それと導入後のデータを比べていただきますと、人数的にも、押収量的にも、かなり増えているのが理解できると思います。因みに、司法警察隊というは30人前後しかいませんので、今後ちょっと人を増やさないと、という大きな課題もありますけれども、30人の割には彼らはよくやっていると言っていいのではないかと思います。

それからもうひとつ、どういうところで模倣品を立件しているかということですが、

それはやはり卸売りは見つけやすいので非常に多くなっております。残念ながら、流通とか、工場とか、もっと上流のほうで取締まったほうが当然効果は高いと思いますが、ここはなかなか難しく、韓国で今模倣品の流通経路を探る調査会社みたいのがそんなにない。なくはないんですけど、先ほど中国の話を書きましたが、中国では調査会社はかなり活躍しているみたいですが、韓国の場合、そういうのが違法な行為に当たる類型になることもあって、大手の自治体事務所ではやってくれないような状況になっております。ですので、上流の調査というのが非常に難しいということになっています。併せて、例えば特許侵害の場合は、相手方の製品を押さえるのが第一歩ですけれども、それがなかなか難しい。つまり相手側の製品を買うためには恐らく誰かに偽名を使って買ってもらうか、自分が偽名を使って買うか、しかないと思うんですが、実際に市中に流通しているものは別として、相手方が持っているものを自分が買うために偽名を使うということではできない状況になっていて、ちょっとそこが難しいことになっております。

もうひとつは、オンライン（の立件人数が少ない点について）は今のところ、ちょっと人手の問題だと聞いております。司法警察隊がオンライン対応を始めたのが去年の末ぐらいからですので、その割には、これはそれ以前の数字ですので、なかなか対策が難しかったのかも知れません。今後、オンラインというところも取締るといことです。

それからもうひとつ韓国で、これが一番大きく変わったのではないかと私が個人的に思っていることは、今韓国は模倣品をする側ではなくて、実はされる側になっております。これは韓国特許庁が韓国企業に行っているアンケート、日本の模倣品実態調査と同じ、韓国版です。「被害に遭ったことがある」という企業は 27.3% になっております。日本企業に対する調査、（日本）特許庁がやっているものだと 25% ですので、むしろ、韓国企業のほうがごくわずかですけれども、模倣品被害に遭っているという会社が多いという状況になっております。（配布資料）下のメイングラフですけれども、「模倣品被害を受けた国はどこですか」と（いう質問には）、韓国内で当然自分の国なんて多いですけど、2 番目に来ているのが中国ということになっております。幸いなことに、日本がなかったのが、私、非常にうれしかったです。

「韓国に流通している模倣品はどこで作られているのですか」という調査ですが、（配布資料）一番右側は縦軸が製造国で、横軸が消費国なんですけど、当然韓国内で作って韓国内で消費されるのが 107 で一番多いんですけども、上から 2 つ目、中国から入ってきたものが 93 もあります。ですから本国（韓国）で流通している模倣品の 4 割ぐらいは中国から入ってきているという状況になっております。ただ、これだけを見ると、模倣品の工場というのは中国でかなり作っているのがすぐにわかりますが、先ほどの警察隊の話によると、中国では最近人件費が上がってきているので、韓国に工場がまた戻りつつあるという話も聞いております。ただ、何れにしても、韓国における模倣品の約 4 割ぐらいは中国産となり、そのことから、中国での模倣品対策は韓国でも利いているということが言えるのではないかと思います。

最後に韓国の IPG は大先輩の上海 IPG と比べると、後発ですけど、細かいところでコツコツとさせて頂いておまして、セミナー開催などを行っている状況です。ひとつは税関庁との連携、それから司法警察隊との連携、これは先ほど申しました、韓国の場合はいろいろな地方政府がありませんから、基本的にこの 2 つを抑えていけば、水際の措置と市中の措置という対策を取ってくれます。ですから、非常に対策が取りやすい、ある意味その対策ルートができていうふうには理解できると思います。

それからもうひとつは情報発信ということで、模倣品情報の発信を日本語と韓国語で行っております。右下の手の絵がありますけど、先ほど上海 IPG の啓発ビデオとか、モーターショーでの啓発ということをおっしゃっていましたが、（韓国 IPG でも）こういうように啓発用のパンフレットを作っております。

これは特に韓国の場合、日本の模倣品を本物と思って買っている人が多い、買っている人は悪意を持って買っているのではなく、また、とりわけ主婦や子供、そういう人が買ってしまっているのです、そういう人向けに面白おかしく創意的にパンフレットを作って配布するというをしています。これは韓国の政府と連携しまして、市中で配布したり、あるいはモーターショーは残念ながら来ませんが、模倣品の見本市みたいなものがありまして、そういうところで日本のブースを作ったりして、配布を行っております。それからもうひとつ、やはり知財ピープルの（韓国知財）制度に対する知識向上が必要だと思しますので、その中で、韓国発明振興会というのが韓国知財の教育を行っております。そこと連携しまして、無料でE-learnigを提供してくれませんかとお願ひしたら、いくつか差し上げますということだったので、韓国語だけなんですけども、無料でE-learnigの配布などを行っております。

以上です、ありがとうございました。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

岩谷さん、ありがとうございました。せっかくですので、なにか韓国の模倣状況についてご質問等ございますでしょうか。

○リコー 前田氏

リコーの前田と申します。ありがとうございます。質問をちょっとさせて頂きたいのは、先ほど4ページ目の上のほうということで、商標特別司法警察隊という組織があるという話のページです。先ほどの、活躍と言いましょか、成果というところで、なかなか上流の製造工場とかの摘発は難しいというような話があったんですが、中国でも、我々ネットワーク犯罪というふうに呼んだりしていますが、ずっと分断されてですね、工場は皆組んでやっているんじゃないかなということでそれを何とか摘発できないかということを考えているんですが、行政摘発をしている工商局という部署は、逮捕する権利がないので、そうするとなかなか白状させるとか、お前はどこから買ったのかを下流のほうの業者に対して尋問をしてですね、上流のほうの人を捕まえるのが難しいという話があるので、今の、逮捕権があるといいんだなということをお話しているんですが、この商標特別司法警察隊は逮捕権があるように読めるんですが、あっても旨く行かないことでしょうか。

○ジェットロソウル事務所 知財チーム 岩谷 一臣氏

逮捕権はあります。司法警察隊の隊長の話だと、逮捕して色々取り調べても、（流通経路や工場の情報は）やっぱりしゃべらない。というのは、仲間意識が非常に強くて、しゃべるとしたら、模倣品のライバル業者からの情報とか、そういう情報は出てくることがあると思うんですけど、自分のテリトリーの情報はしゃべらないということです。

○リコー 前田氏

公安が、中国の場合登場すると、結構ですね、捕まえてちゃんとしゃべらせることができるというので、やはり逮捕権のせいかなと思ったんですが、韓国ではそういうわけでもないということですね。

○ジェットロソウル事務所 知財チーム 岩谷 一臣氏

韓国で、台車などと呼ばれているですね、（模倣）流通グループ毎の纏まりがあるんですけども、先ほど言いましたとおり、纏まりの中でしゃべらないということと、（流通業者等下流の者に）上流を知らせないで取引する形態が多いということもあります。つまり、知らないと言うか、場合によってはその流通業者すら本物だと思って買って、

取り調べられて、自分が使っていたのが偽物だとはじめてわかったと、そのぐらい分断していることが多いという話もあります。

○リコー 前田氏

ありがとうございました。もしかして、中国も最後はそうになってしまうかも知れません。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。他に、ございますか。はい、どうも岩谷さん、ありがとうございました。

皆さん、ここで、コーヒープレイクに入らせて頂きます。今4時15分ぐらいですので、25分ぐらいを目途にまたお戻り頂ければと思います。後ろのほうにコーヒーがございますので、飲んで頂いてお戻りください。お疲れ様でございます。

皆様、間もなくまた再開させて頂きますので、お席についてお待ち頂ければ有難いと思います。

では、全体会合をまた再開させて頂きます。お手元の資料の講演の②でございますが、続きまして、大成律師事務所の方弁護士から「中国における馳名商標認定を受けるメリットについて」をお話し頂きたいと思います。では方先生、宜しくお願い致します。

【講演②】

【テーマ】「中国における馳名商標認定を受けるメリット」

【講師】大成律師事務所 弁護士 方 新氏

ただいまご紹介に預かりました大成律師事務所の方新でございます。本日は「中国における馳名商標の認定を受けるメリットについて」というご用命がありました。私自身は知財専門の弁護士ではございませんけれども、私が所属しています大成律師事務所の日本業務部は、これまで商標に絡んだ紛争の中で馳名商標認定という手続きをしたことがありますから、その経験を踏まえて、非常に概要的ですが、ご解説させて頂きたいと思います。

まず馳名商標とは何かですが、中国の法律では日本法上の「著名商標」に相当するものについて「馳名商標」の用語を使っており、よく日本語では著名商標と訳されますけれども、後でご説明するとおり、実は中国法ではこの馳名商標とは別に「著名商標」という概念と制度があります。

馳名商標とは、「中国において関係する公衆に熟知され、かつ高い名声を有する商標」です。後で説明しますが、馳名商標の認定については行政認定と司法認定という2つのルートがあります。中国では、行政と司法の縦割りの弊害ではありますけれども、行政と司法とでそれぞれ違う定義を設けています。先ほど申し上げましたのは、行政機関による定義ですが、中国の最高人民法院も同じ馳名商標について定義を設けており、このスライドの下に書いたとおり、「中国国内において関係する公衆に熟知された商標」となります。よくご覧頂ければお分かりになると思いますが、司法認定においては、「高い名声を有する」ことは要件とされておりません。

もうひとつ注意して頂きたいのは、馳名商標については著名性を求められておりま

すけれども、この著名性は中国国内における著名性です。

このスライドは、日本企業、日系企業の商標で、中国で司法認定または行政認定で馳名商標認定を受けた商標です。もちろんすべて網羅したのではなく、一部例示です。

馳名商標の認定手続きですけれども、先ほど申し上げましたとおり、基本的に行政認定と司法認定があり、スライドの上から言いますと、要件を具備して、かつ行政手続きの中で認定を受けると馳名商標と認定されます（行政認定の場合）。もう一方では、要件を具備し、司法認定手続きで認定を受けると、馳名商標認定になります（司法認定の場合）。

「個案認定、紛争認定、受動認定、事実認定、需要認定、動態認定」は、馳名商標認定の基本的な原則です。

まずは、「個案認定」ですが、後で申し上げますけれども、司法手続きでの馳名商標認定は、基本的には個別の紛争案件の手続きの中で認定するように制度が変わりました。だから、紛争案件の手続きで個別に認定を行い、量産的、ロット的馳名商標認定は廃止されました。「紛争認定」とは、紛争がありその解決上の必要に応じて認定を行うというふうになったわけで、紛争がなければ認定を行いません。「受動認定」というのは申請か申立てがあってから認定を行うことで、申立てがなく、裁判官あるいは行政官が職権に基づいて自ら進んで認定を行うことはしないことです。「事実認定」とは、著名性という事実の有無を認定するだけで、別に表彰か、褒賞することはしません。「需要認定」ですが、ようするに商標権に絡んだ紛争の中で、当該紛争を解決するために必要な場合にのみ認定を行い、それ以外の場合は認定をしないというわけです。後は「動態認定」ですけれども、要するに一回の認定を受けたら、原則としてその紛争案件の解決においてのみ効果があり、一回認定を受けた後にまた紛争が起き、相手が著名性について異議をいう場合に再認定を行うというふうになります。

次のスライドは、馳名商標の「近似概念」に関する資料です。非常に煩わしいことですが、中国法では「馳名商標」とは非常に近似する概念がいくつかあり、ここに書いた「著名商標」、「知名商標」、「知名商品」、「中国名牌」、「名牌製品」などがそれです。日本である勉強会では「馳名商標」と「著名商標」を区別するために「馳名商標」のこと“ハメイ商標”と読む場合もありました。中国では特に省レベルの地方法令では「馳名商標」とは別の「著名商標」という概念があります。当然一定の著名性があるものというところは共通ですけれども、その認定の手続きと認定の法的効果はそれぞれに異なります。

次の頁は、「馳名商標認定を受けるメリット」ですが、最も簡単に要約すれば、ここに書いたとおりです。まずは、未登録商標にも一定の法的保護を与えることです。基本的には中国の商標法は登録商標しか保護しませんが、未登録商標でも、著名性があり馳名商標と認定された場合には、未登録のものでも一定の法的保護を与えるということになります。

既登録商標について、その保護の範囲が拡大されます。万国共通ですが、商標法の保護範囲は基本的には同一または類似商品において、同一又は類似の商標を使うことを禁止するのですけれども、馳名商標の認定を受けた場合には保護範囲は非類似商品まで拡大するし、また企業名称すなわち商号への対抗、それからドメインネームへの対抗もできるようになります。

これまでは法的効果ですけれども、実はそれ以外にも色々な実際のメリットがあります。馳名商標と認定されれば、行政機関または司法機関による取り締まりのときは当局がより積極的に動いてくれるし、刑事訴追の可能性も増大します。刑事訴追については、現在刑法においては馳名商標の侵害について特別な条文が設けられており、

だから馳名商標を侵害する場合には刑事訴追を実現する可能性がより大きくなるのです。それから、地方当局等による奨励があります。馳名商標認定を受けたら、地方の名誉或いは地方経済の振興に寄与するというふうにつまわれ、奨励を受けることがあります。宣伝効果と企業名声の向上ですが、これは当然著名性が認められますと、これは宣伝効果があり、また企業名声の向上にも繋がるものです。

この頁からは「未登録商標」のメリットの逐一解説です。

まずは先ほどに言ったメリットの1点目の未登録商標の保護です。時間の制約で詳しく説明できませんけれども、簡単に言いますと未登録商標でも馳名商標と認定を受けた場合には、他の者が同一又は類似商品において当該馳名商標を複製、模倣また翻訳した商標を登録することは認められない、且つ当該商標の使用が禁止されるのです。中国における未登録商標にとっていい話ですけれども、ただ冒頭で申し上げました通り、中国国内での著名性が要求されるから、外国の商標で中国国内では非常に有名になったけど、まだ登録されていないといったような事例は決して多くはありません。だから、一応事例はあるのですが、数的には非常に少ないです。

ちなみに、未登録商標は馳名商標と認定されなかったならば、全く法的救済がないのかと言うと、そうではありません。実は先ほど申し上げた馳名商標による救済制度以外、中国の「反不正当竞争法」にも未登録商標を保護するという効果のある法律規定があります。

このスライドに書いているのは事例ですが、ピザハットの事例です。結構中国で店を開いて、有名なブランドになり、名前が知れ渡ったのですが、なぜか商標登録を行っていませんでした。後でオーストラリアのある会社がこのピザハットの商標登録を申請したのですが、その手続きの中でピザハットさんはその商標の著名性を主張しこれが認められ、結局オーストラリアの会社の商標登録は認められなかったという内容の事例です。

次の頁は既登録商標についてですけれども、まず保護範囲が非類似商品まで拡大することです。要するに、保護範囲が非類似商品まで拡大するけれども、ただし要件が若干厳格化され、無条件に保護するのではなく、「公衆の誤認を招き、商標権者の権益を侵害する恐れがある」というような条件が加えられました。要するに誤認惹起と権益侵害という条件です。

ここでいわゆる「ただ乗り」の問題と「希釈化」の問題を少しご説明します。中国でも同じですが、馳名商標の場合は非常に強い顧客吸引力があることはいまでもありません。非類似商品において馳名商標が使われた場合、第三者がこの著名商標の強い顧客吸引力をただで利用することとなり、法的に保護を与えるべきではなく、むしろ禁止すべきであるわけです。希釈化問題ですが、同様に非類似商品において馳名商標が使われる場合でも、商標権者にとって、商標権の経済的価値が低下し、商標機能が希釈化するという問題がおこります。この法理は近年中国の裁判でも認められるようになっております。

最後は期限の制限ですが、それは商標登録者が不正登録、いわゆる悪意による登録を行う場合は、取り消し審判の申立について5年間の期限制限を受けないのです。

このスライドに書いているのは三洋さんの事例です。広州のある会社がオートバイ部品についてSANYAという商標を登録しようとしたのですが、これは非類似商品になりますけれども、三洋の商標の著名性が認定され、非類似商品において類似商標を使うと希釈化問題が発生すると認められ、登録が認められなかった、事例です。

次のスライドは中国で最大規模の家電量販店の国美さんの事例です。これも内容が

よく似ている事例ですけれども、ただこっちの方は商品商標ではなく、サービス商標すなわちサービスマークで、またこっちの事例は商標局ではなく裁判所による認定の事例です。武漢のある百貨店が「国」と「美」の間で、「之」を加えた「国之美」で登記し、使用したところ、国美さんは馳名商標を主張して、それを阻止しました。

つぎは企業の企業名称すなわち商号への対抗です。ご存じのとおり、中国では日本と同じですが、商標登録と企業名称登記は経路が違って、また保護の範囲もそれぞれ異なります。だからこの両者の間ではよく競合することが起きます。色々な救済方法がありますけれども、馳名商標の所有者であれば、馳名商標による救済方法を使って保護することができます。というのは、馳名商標の所有者は、もし他人が自分の馳名商標を用いて企業名称として登記し、公衆に誤解を与えるおそれがある場合、名称登記の抹消を申立てることができます。実は私が所属しているジャパンデスクは、このような事件で今広東省の広州市で行政認定手続きをしています。もっとも、著名性を証明するために膨大な資料を集めて提出しなければなりませんので、たいへん時間と労力がかかります。ここでも誤認惹起が要件となっております。

事例としては挙げたのは、まず日本ペイントの事例です。日本ペイントの漢字文字商標は「立邦」となります。武漢では武漢立邦塗料有限公司といった名称の会社が設置されたが、これを商標法違反として、日本ペイントの香港会社が裁判所に馳名商標認定を申し立てたところで、裁判所に認められて、上記社名の使用禁止命令が出たという事例です。

もう一つの事例は、ウォールマートの事例です。時間の関係で申し訳ないですが、詳しい内容は省略します。スターバックスの事例も割愛します。

この頁は、メインネームへの対抗です。ご存じのとおり、ドメインネームには一種の識別性がありますから、現在、権利とまでは言えないかもしれませんが、一種の利益として保護されております。だから、馳名商標認定を受けた場合には、他人が馳名商標を複製、模倣、翻訳また音訳をしたものをもってドメインネームを登録した場合、商標権者による申請を受け、裁判所はこれを不正競争行為、不法行為を構成すると認めれば、法的保護を与えてくれるのです。

この事例は SAFEGUARD の事例です。上海のある会社が safeguard.com.cn をドメインネームとして登録したんですが、これを馳名商標保護違反として訴えて、認められました。次の頁は宜家（イケア）の事例です。北京のある会社は ikea.com.cn というドメインネームを登録し使用したところ、北京の人民法院がこれは不正登録と認め、使用禁止を命じた事例です。

その他のメリットですが、先ほど申しましたとおり、私の実務経験でも、やはり馳名商標であれば、政府当局はより重視してくれます。あと裁判においても、特に商標権侵害における類似性の認定などのところでは、司法当局は比較的積極的に認定してくれるというような効果があると思います。刑事訴追のようですが、これについて関連の法令があり、馳名商標侵害の場合はより厳しくするという趣旨のものです。他には、当局などによる奨励とか、宣伝効果と企業名声の向上とかもメリットです。

最後は、中国の馳名商標制度の限界と問題点です。まず限界ですが、昔中国ではここに書いてあるとおり「一案認定、全国通用。一回認定、長期享有」という制度でした。要するに自分の商標は著名性があると思う場合は、紛争がなくても当局に認定を申請し、当局はロツト的にこれを認めたです。現在、法律が変わりまして、「個案認定、本案適用、他案参考」というふうになっております。要するに紛争案件解決の

中で、個別に認定します。その結果は、原則として本件案件の解決にしか適用しません。他の案件はあくまでも参考というふうになっているのです。もっとも、例えば、今日ある侵害案件で認定を受けたが、明日また違うところで商標侵害紛争があったような場合には、後の案件では全部一からまた認定し直すかと言いますと、そうではなく、基本的には後の案件においては、相手が馳名商標認定について異議を言わない、あるいは異議を言ってもその異議が成り立たない場合は、後の事件を審理か処理する裁判所あるいは行政機関は、そのまま、以前の馳名商標認定を援用するのです。従って、一度認定を受ければ後続的効果があり、大きな意味があります。相手が異議を申し出た場合の対応ですが、時間がないので説明を割愛します。

馳名商標の認定制度は上述のように変わりましたが、運用上では結構曖昧なところがあります。行政認定も司法認定も、本来一種の事実認定に過ぎないですが、多くの場合では、一旦馳名商標認定を受けたら、これを宣伝道具として大いに利用します。上海のバス車体上の広告を見たら分かるように、広告の横に「中国馳名商標である」ことを書いています。あとは中国の司法の問題ですが、現在認定件数が異常に増え、「馳名商標が不著名」の問題が発生してしまいます。本来馳名商標は全国に知り渡っていないものではなくなければならないが、あまり著名性を有しないものも馳名商標として認定されてしまうという案件が多くあります。それから、旧馳名商標制度の事実上の残存ですが、要するに個別案件での認定、かつ効果がその案件の解決にしか適用しないのであれば、別に一定期間ごとに全部をまとめて公表する必要はないのですけれども、実は現在も国家商標局は定期的に認定馳名商標を公表しており、インターネットで調べることができます。これは本来現在の制度の趣旨ではおかしい旧制度の名残です。最後は先ほど説明したとおり、近似概念が多く、たいへん混乱です。実はあまり商標関係の仕事をしていない弁護士でさえ、馳名商標、著名商標、知名商標などについてそれぞれどう違うかを把握していないで、即答できない者がいるぐらいです。

非常に駆け足ですけれども、現在の中国の馳名商標制度の概要を簡単にご説明させて頂きました。もし不明な点がありましたら、あとで個別でもいいですから、ご質問がありましたら、お答えします。

ご清聴ありがとうございました。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

方先生、どうもありがとうございました。ここでひとつ、ふたつ、もしご質問があればお受けしますが、どなたかご質問等がございますか。宜しいですか。先生がまだいらっしゃいますので、また後ほど、何かあれば、個別でもよろしいでしょうか。どうも方先生有難うございました。

では、続きまして、次のご講演は上海里格法律事務所の張磊先生から「《技術の共同研究・共同開発における知的財産実務問題の研究報告》作成状況の説明と概要紹介」についてお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

【講演③】

【テーマ】「《技術の共同研究・共同開発における知的財産実務問題の研究報告》作成状況の説明と概要紹介」

【講師】上海里格法律事務所 弁護士 張 磊氏

それでは本日の講演には時間の制限がありますので、早速本題に入りたいと思います。

私のスライドには次のようなコンテンツが入っております。今回はジェトロ様から「技術の共同研究・共同開発における知的財産権の実務問題の研究」のご依頼を頂きました。当社は法律理論あるいは実務などを研究して海外企業に紹介し、また関連するアドバイスを提供したいと考えております。主な内容は次のスライドを見ながらご説明したいと思います。

研究では110以上の案件を収集し、重要事例38件について、中国の法律法規に従い分析作業を進めました。関連の法律法規は大まかに2つの種類に分類できると思います。まず契約法と特許法の中の権利の帰属、民事関係の義務の問題の分野です。もうひとつの種類は、行政法規の分野です。主に対外貿易法の中に定められている技術輸出の規制です。併せて国家機密に関する法律、例えば、技術の海外への輸出禁止、海外での特許取得の禁止、あるいは海外で特許申請する前の審査義務と言った行政法律です。具体的な制限措置は、後ほどPPTで紹介したいと思います。

契約法におきまして技術開発共同研究の契約は非常に特殊な契約です。普通の契約よりも複雑であると認識されています。契約履行に関する紛争は主に時間通りに納品したかどうか、あるいは要求通りに納品したかどうか、あるいは費用が払われていたかどうか、そういうことに集中して紛争が発生しております。契約法では技術契約に対して、双方の十分な義務と権利をはっきり定めるように要求しております。ですから、双方の義務と権利をはっきりさせることは今後の紛争を避けるために大変有益であると思います。

私の講演の重点は共同研究・共同開発のキーポイントにおきたいと思います。13のキーポイントをここに書きましたが、話の重点は1、2、4、5、6、9の6方面のポイントに置きたいと思います。他のポイントに対して、もし皆様から質問があれば、まだ事後に研究できればと思います。

第1番目のポイントはどのような研究機関を選ぶのか。私達は中国にある研究機関を分類しました。主に3種類ありまして、まず1つ目は国有の研究機関、これは政府直轄の研究機関です。2つ目は中国の大学の中にある研究所です。3つ目は企業の中に設置されている研究所です。なぜこのように分類したかと言うと、研究機関の性質が違くとそれぞれの特徴も違って来るからです。

1つ目の国有の研究機関は、国の財政資金で運営されておりますので、優先的に国からアレンジされた研究開発の仕事を行います。企業からの研究開発の依頼は、あくまでも附属的な仕事であり、企業の研究開発業務の進捗には懸念あります。国の研究所はもちろん力は持っていますが、果たして企業の仕事を重視するかどうか、これは大きなポイントです。

大学の学内の研究所の場合は、まず共同研究・共同開発が学校の内部の審査のプロセスを経て、大学の仕事として進められているのか、それとも教授あるいは研究室の個人の行為として進められているのかを最初に区別しなければいけないと思います。共同研究・共同開発の仕事に対して法律上はまったく問題ありませんが、責任能力は大きく違って来ると思います。

もうひとつ注意点があります。共同研究・共同開発の際には、企業から経費が支給されておりますが、教授にとっては研究成果が技術として実施されるかどうかは重要なことではなく、技術成果が入賞するかどうか、あるいは論文として発表できるかどうかに関心を持っています。

そして3番目のAというところ、最初に大学が設立した経営部門であったものが大学から独立した企業、この場合は、学術成果よりもその実用化、産業化、応用を中心におきます。ですから、こちらは単純な大学の研究所よりは、利用しやすいと思います。それからBとCの外資のR&D機構と中小企業は大企業の委託する対象ではないと

思いますので、説明を省略致します。

このフローチャートを見てください。これは大学の研究所を選んだときの締結の手順です。グリーンの部分には交渉の初期段階を示しています。通常はある教育研究室の責任者あるいは教授の方が企業と基本的な交渉をして、共同研究をやっているかどうかについて判断をします。グリーンに問題がなければ、今度黄色のほうに入ります。黄色部分は大学の中でのプロジェクトに対する審査の流れです。教授がいる研究室、教授がいる学科・学部、それから大学全体の3方面から全て審査が入ると思います。企業側と一緒に共同研究している相手が、教授個人なのか、あるいは大学のほうであるのか、これを判断するには次の3ポイントがあると思います。まず、この契約の書式です。普通大学の名義で契約を締結する場合は、大学専用の書式がありますので、この専用書式であれば、通常は大学側と一緒に研究していると理解できます。2番目は判子です。印鑑が大学の名義であるかどうか。3番目は費用の振込みの口座です。振込み口座が大学であるか、あるいは個人の研究室であるか、それを判断する必要があります。1点目の大学の専用書式を強調する理由は、大学の専用書式は通常大学の所在地の科学技術委員会によって認定されており、科学技術成果の認定あるいは税金の減免として活用できるからです。これは第1番目のキーポイントです。

この事例は、どのように有効な研究開発契約を締結するかということの説明をしています。即ち法律の強制的な規定に違反するという事例の説明です。ある会社は技術の共同研究をその研究所に依頼しましたが、その技術の法案が国家基準に違反して、抵触するところがありました。結果として、消防署から認定を却下されました。委託者は契約は無効であると主張しましたが、結局、裁判所は委託者の意見を却下しました。契約法によると、契約が無効になる場合はどちらかということ、全国人民代表大会と国務院の制定した行政法規に違反した場合のみ無効になる傾向です、本件の場合「建築消防規範」という行政規章に抵触がありました。この行政規章は高い効力が有していないから、却下されたということです。

消防署、消防部門の検収にパスできなかったということです。委託者はやり方を間違えたと思います。研究所側は契約は無効ではなく、違反を主張していれば裁判所から支持されたのではないかと思います。

次の案件は技術の進歩を妨げることによって、無効になるという事例です。ここにあるのは、SLG社が呉氏以外から類似技術を取得した場合、呉氏の損失を2倍賠償するという約条です。これは現在の法律では禁止されているものです。実際は、SLG社が他の会社からその技術の依頼を受けました。呉氏は契約違反として損失の2倍の賠償要求をしましたが、裁判所は呉氏の主張を支持しませんでした。13ページのスライドを見てください。2、3、4というのは契約が無効になるそれぞれのケースに当たります。

ここには「技術進歩を妨げる技術の独占による無効」というものがありまして、よくあるのは、海外の技術供与側が「その技術への質疑をしていけない」、それから「規定する原材料以外のものを使ってはいけない」というような文面を契約書の中に入れるケースです。しかし、実際はこういうことを契約書に入れると、非常に危険であると思います。共同開発契約を締結する際には先のような表現は変えなければいけないと思います。そのまま使ってしまうと契約の効力が影響を受けます。

なぜ1番のことを入れたかといいますと、共同開発契約は特殊な契約ですので、契約の双方の主体に対して、非常にルーズです。個人でも、法人ではない組織も、法人でも、あるいは軍隊でも主体に、このように経営範囲とは関係がなく、殆どのがなれますので、1番は大変重要です。契約の時には、契約を締結する相手は一体どういう人なのか、これを慎重に審査することが大切です。

キーポイント4は研究開発契約の履行に関する注意点です。まず、第1点目としては、費用の支払いです。この紛争点は、委託者が定めた条件が満たされたとき、例え

ばサンプルができたなら第2期の費用を支払う、技術資料ができたなら第3期の費用を支払う、と言った条件が満たされても費用が払われなかったことによって、発生したトラブルの事例です。費用の支払いには色々な方式があります。例えば1月にいくらかを払う、2月にいくらかを払う、というように時間の経過によって払う方式と、仕事の進捗の程度によって払う方式等があります。私の個人的な経験によると、企業にはどちらかというところと開発の具合、進捗の程度によって、払うほうをお勧めいたします。それから費用の追加が発生した場合には、慎重に対応しなければなりません。追加の範囲、追加費用のお互いの負担の割合、関係の計算式の提示などが必要となります。

キーポイント4の、スライドの内容は、進捗管理がうまく行かず、定められた時点において、関連する研究が進まなかったことによって契約違反だと言われ、結局、研究所側が研究の費用を相手に返したというものです。

ここでは、ひとつの概念について説明したいと思います。研究開発の場合は、進捗と納品期限という2つのものがありまして、例えば、何月何日までに納品をしなければいけないという最終期限に違反する場合はかなり厳しい違反と看做されます。ところで、大きなプロジェクトでは、中に細く定められている進捗の要は多少遅くなっても、大きな違反ではないとされます。ですから、委託側が進捗の時間、要に対して、厳しい要求をしたい場合は、事前に具体的に契約の中に定めたほうがよいと思います。

できれば、事前に契約書あるいは契約書の付属文書、覚書のような形で必要となる進捗の要について定めたほうがよいと思います。一方で、見積書は書類のひとつですが、こちらのほうはどちらかというところが弱いので、お勧めできません。

このページは、研究成果の引渡しと検収の話です。本件では委託者が合理的な期限の中において検収をしませんでした。期限が過ぎた後に、品質に問題があったと裁判所に訴えましたが、結局、その期限内で検収をしなかったということで主張は裁判所から却下されました。

研究成果の引渡しと審査・検収の問題ですが、成果の引渡しは研究者の重要な義務であるとともに、研究開発の費用、報酬を請求する重要な根拠でもあります。この引渡しと検収がどのような形で行われるか、場所、時間などを事前に定める必要があります。それから、委託者の検収についてもどのような技術の基準をもって検収するのか、検収の方式等についても事前に定める必要があります。最近紛争が現れやすいところですよ。

キーポイント5は、研究成果の帰属をどのように決めるかということです。まず、指摘すべきなのは研究成果の帰属は事前に定めることができます。この事例では委託者に帰属されました。この事例では、委託者が研究所に研究を依頼し、研究成果の帰属は委託者と決められました。ところでこの研究所は事後に国家のファンドからの資金の援助を受けました。委託者はこの研究所が国家のファンドの援助を受けたため、自分の権益に損害を受けたということで裁判所に訴訟をおこしました。裁判所は第三者から援助を受けたからといって、直接権益の損害には繋がらないということで委託者側の要求を却下しました。ここでもうひとつ注意したい点は、もし委託者企業が外国の企業である場合は、非常にややこしくなります。研究所が国の資金援助をもらった場合、その技術研究成果の帰属先が外国企業になる可能性はありますが、事前にこの批准を得なければなりません。

この表では、帰属について約定がない場合について、整理したものです。通常特許の場合は研究者に帰属し、技術秘密の場合は両方に帰属します。キーポイント5の権利の帰属をどのように定めればよいかという問題に対して、例えば企業側に帰属する場合、研究者側が署名する権利あるいは論文として発表する権利を保留することは可能です。ここで注意して頂きたいのは、論文の発表権を行使するときに機密漏洩がないか、あるいは企業側の権利行使に悪影響がないか、と言った点への配慮が必要です。Bの双方共有とする場合の注意点は、特許出願の際に、相手に協力をしてもらえるか

という点です。相手に協力をしてもらえない場合には特許出願ができなくなります。

キーポイントの6番目、技術成果の帰属に関する政府手続きについてご紹介したいと思います。まず、1点目は研究成果が外国の者に帰属するときの審査です。先ほど私が紹介したように、中国政府の財政資金が投入された場合には、外国の者への帰属について、財政資金の管理者による許可が必要です。2つ目は輸出制限技術の輸出審査です。輸出制限技術に関しては公表されているリストがありますので、リストに従って、事前の審査を得る必要があります。3番目は秘密技術の輸出審査、これは非常に複雑な話です。これは国家の秘密保守のために作られている規定ですので、関連するリストなどは存在していないかあっても公表されていません。この点については事前に研究開発機構に確かめて研究開発機構側で解決してもらおうのがベストです。4点目は研究成果の譲渡、許可の審査です。特許などを海外に出願するときの話です。海外で出願するときは中国の国家特許局の審査が必要です。

キーポイント9については、時間の関係で概要の説明を省略致します。結論としては、特許と非特許の間の実施権の違いです。特許の場合は共同で権利を所有している場合に、共同実施あるいは他人に対して権利の実施の許諾を与えることができます。ただし、他人に実施許諾を与えた場合には、その収益の分配に関する事前の契約が必要となります。非特許、例えばノウハウの場合は、自ら単独で実施できますし、他人に承諾を与えた場合による収益も自らの収益になります。新しい特許法の改正が終わった後にこの点明確にされました。改正前には様々な意見があり、裁判所による判決多岐にわたりました。しかし、未だ2つの問題が存在しています。これはやはり事前の契約でしか解決できないと思います。問題点1は例えば共同の特許権について、無償で他人に許諾を与えていいかどうか、これについては双方の契約が必要です。もうひとつは、その特許を持っている会社の親会社が関連会社に許諾し、特許発明を実施してもいいかどうか、この点についても明確な定めはありません。この点についてもやはり事前の契約が必要となります。

私の講演は以上で終わります。どうもありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

どうも張先生、ありがとうございました。皆様、本日そちらのほうの議事次第によりますと、最後に講演ということでYKKの知的財産保護室の室長の石川様から、幹事でもおられる石川様でございますけども、「水際対策WG2011年度活動報告」をして頂く予定ではありましたが、申し訳ございませんが、時間の都合により、報告に関しましては資料23をご覧いただくとのことで、省略させて頂きます、実は石川様は今まで上海IPGの幹事、それから水際対策ワーキング・グループのグループ長をして頂いておりますが、このたび、日本のほうへ帰任が決まりまして、本日の総会が最後となりますので、石川様から一言皆様のほうにご挨拶を頂戴したいと思いますので、宜しいでしょうか。

○YKK（中国）投資有限公司 知的財産保護室 室長 石川 芳明 氏

今ご紹介いただきましたYKK（中国）の石川と申します。2005年6月に上海に赴任しまして、大体今6年8ヶ月程になりますが、2005年5月の上海IPGに初めて参加させて頂きましたが、そのときと比べると、企業数、参加されているメンバー数もかなり増え、更に活動の幅も広がり、また深くなっていると感じております。なぜこのような幅広い活動になったかと考えましたが、やはり中国での偽物問題へ今対応のニーズがあるということがまず考えられると思いますが、そのような実際の現場で6年8ヶ月、帰国時には6年9ヶ月になりますが、業務が出来たことは私にとって良い経験であったと考えております。

中国に来て、感じたこととして人との繋がりが大切と感じております。それは政府

の方々との繋がりもありますが、それ以上にこの IPG に参加されているメンバー、皆様との繋がり、知り合えた事は私にとって、財産と考えております。というのは世界中で 60 億人ぐらい人口がおりますけれども、その中でこのように皆様に出会ったことはやはり偶然ではなく必然だと考えております。

今のところに 2 月 25 日に日本に戻る予定になっておりますが、その後日本の新宿で水際対策の仕事に携わる予定になっておりますので、また皆様とはどこかでお会いできると考えております。また、日本に帰っても、このままこのような髪型でいる予定でおりますので、どこかでこの髪型を見かけたらお声掛け頂けたらと思います。

最後になりますが、中国での仕事はいろんな面でプレッシャーがきついです。ですので、皆様のご健康と上海 IPG の更なる発展を祈って、私からご挨拶と代えさせていただきます。色々ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

今までありがとうございました。感謝の気持ちを込めまして、記念品の贈呈をしたいと思っておりますので、壇の上で宜しくお願ひします。事務局のほうから記念品を贈呈させていただきます。どうも本当にお疲れさまでございました。

○YKK（中国）投資有限公司 知的財産保護室 室長 石川 芳明 氏

ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

石川様ありがとうございました。皆様、大変長時間に渡りまして、大変お疲れ様でございました。以上を持ちまして、第 56 回上海 IPG 全体会合を終了させていただきます。この後 6 時から 1 階におきまして、情報交換会を開催致します。皆様のご参加をお待ちしております。どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

以上